

⇩ 生活費等を一度に仕送りした場合

Q : 今年の4月から長男が東京の大学に通うことになり、毎月15万円ずつ仕送りしていますが、10月分から1年分まとめて送金しようと思います。税務上問題はありますか？

A : 生活費や教育費等を一度にまとめて渡すと、贈与税が課税されます。

【解説】

親子、夫婦、兄弟姉妹などは、相互に扶養する義務があると民法で定められており、税務では、このような扶養義務者相互間において、日常生活に必要な費用(生活費)や教育に必要な費用(教育費)に充てるために財産の贈与を受けた場合には、その取得財産のうち生活費又は教育費として通常必要と認められる範囲のものに限り、非課税財産として課税しないこととされています。

ただし、この非課税規定は、生活費又は教育費として必要な都度直接これらの用に充てるために贈与を受けた場合にのみ適用となりますので、一度に送金を受けた場合や、取得財産を預貯金したり株式や家屋の購入代金に充当したりした場合には、その取得財産は、通常必要と認められるもの以外のものとして取り扱われ、贈与税の課税対象となります。

ご質問の場合、1年分の生活費及び教育費をまとめて送金するということから、贈与税が課されることとなります。

なお、月々分割して送金する場合であっても、通常必要と認められる範囲を超える金額については、非課税財産には該当せず、贈与税が課されますので、ご注意ください。

